

報 道 資 料

平成23年12月19日
総務部 総務課
県政情報係 新谷、原田
直通 0742-27-8348
庁内内線 2349、2344

奈良県情報公開審査会の第131号答申について

行政文書の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問第139号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成23年12月16日
- ◎ 実施機関：くらし創造部 景観・環境局 風致景観課
- ◎ 対象行政文書：
 - ・平成14年8月23日付け起案「平成14年度古都基準地に係る不動産鑑定に関する契約の締結について」のうち、起案用紙、別記及び不動産鑑定評価依頼書
 - ・基準地候補一覧表（案）
 - ・平成15年6月30日付け起案「古都基準地に係る不動産鑑定評価依頼について」
 - ・平成16年7月7日付け起案「古都基準地に係る不動産鑑定評価依頼について」
 - ・平成17年8月4日付け起案「古都基準地に係る不動産鑑定評価依頼について」
 - ・平成18年7月12日付け起案「不動産鑑定評価（参考価格）に関する契約の締結について」のうち、起案用紙、別記、不動産鑑定評価（参考価格）依頼書及び参考地
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：一部開示決定
 - 不開示部分：平成19年度の古都参考地（奈良市内分）の鑑定依頼に係る本文起案決裁文書
 - 不開示理由：当該文書の作成又は取得をしていないため
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

1 行政文書の特定について

異議申立人は、本件開示請求により請求した古都基準地の「鑑定依頼に係る本文起案決裁文書」とは、「古都基準地に係る不動産鑑定評価依頼について」と記述されている本文起案決裁文書のことであり、平成14年度の本件開示請求に対応する行政文書として実施機関が開示した「平成14年8月23日付け起案「平成14年度古都基準地に係る不動産鑑定に関する契約の締結について」のうち、起案用紙、別記及び不動産鑑定評価依頼書」及び「基準地候補一覧表（案）」（以下「本件異議申立てに係る行政文書」という。）は、これとは異なるものであると主張している。

これに対し、実施機関は、平成14年度については「古都基準地に係る不動産鑑定評価依頼について」と記述されている本文起案決裁文書が存在しておらず、本件異議申立てに係る行政文書により古都基準地に係る不動産鑑定評価依頼が行われた可能性が高いと判断し、本件異議申立てに係る行政文書は異議申立人が実質的に請求しているものであると判断して開示したと主張しているもので、以下検討する。

(1) 平成14年度の「古都基準地に係る不動産鑑定評価依頼について」と記述されている本文起案決裁文書の不存在について

実施機関の説明によると、古都基準地の不動産鑑定に関係する行政文書は、年度ごとに1冊の簿冊に編集することとしているところ、平成14年度の当該簿冊には、他の年度と異なり、「古都基準地に係る不動産鑑定評価依頼について」と題する起案が存在しなかったことから、実施機関の執務室及び書庫を探索したが当該行政文書は発見できなかったとのことである。また、不動産鑑定評価書に記載された鑑定の依頼日が平成14年8月23日付け起案「平成14年度古都基準地に係る不動産鑑定に関する契約の締結について」の施行日と一致していること、及び平成18年度においても同様の事務処理が行われていたことから、本件異議申立てに係る行政文書により鑑定評価依頼が行われた可能性が高く、これらのことから「古都基準地に係る不動産鑑定評価依頼について」と題する起案は作成していないと説明している。

「平成14年度古都基準地に係る不動産鑑定に関する契約の締結について」と題する起案において、「契約締結後、別途決裁を経て施行」と記載されているにもかかわらず、その手続を経ずに鑑定評価依頼を行ったことは、適正な事務処理とは言えないが、当審査会の事務局職員が実施機関の執務室及び書庫を探索したところ「古都基準地に係る不動産鑑定評価依頼について」と題する起案を確認できなかったこと、また、実施機関が当該起案を隠匿する合理的な理由がないと考えられることから、当該起案を作成していないとする実施機関の説明に、特段不合理、不自然な点はなく、当該起案が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、平成14年度の「古都基準地に係る不動産鑑定評価依頼について」と記述されている本文起案決裁文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

(2) 特定の妥当性について

本件異議申立てに係る行政文書には、不動産鑑定評価依頼は「別途決裁を経て施行」と記載されていることから、これを不動産鑑定評価依頼の起案であるということはできない。

しかし、平成14年度についても古都基準地の鑑定評価依頼が行われたことは事実であり、かつ、「不動産鑑定評価依頼について」と題する起案が存在しない事情の下では、「鑑定依頼に係る本文起案決裁文

書」との本件開示請求の文言上、鑑定評価依頼に至る一連の手続に係る行政文書を特定する余地が認められるところである。そうすると、実施機関が、当該行政文書に基づいて鑑定評価依頼が行われた可能性が高いと判断される本件異議申立てに係る行政文書を、異議申立人が実質的に求めている行政文書であると判断して本件開示請求の対象となる行政文書と特定したことは、県が保有する情報を広く県民に公開することにより、県の説明責任を果たすという情報公開制度の趣旨も踏まえると、誤りとまでは言えない。

2 付言

条例に定める開示請求権制度の円滑な運用には、行政文書が適正に作成、保存等がなされていることが必要不可欠である。

実施機関は、平成14年度における鑑定評価依頼を施行する旨の別途の意思決定に係る文書は作成されなかったと説明したが、行政上の意思決定に当たっては、文書を作成して行う必要があるにもかかわらず、作成されなかったということは、行政運営上、問題がある。

当審査会は、実施機関においては、今後、このようなことのないよう、行政文書の適切な作成及び管理に努めることを強く望むものである。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成23年	3月	9日		
② 決定	平成23年	4月	6日	付けで一部開示決定	
③ 異議申立て	平成23年	4月	15日		
④ 諮問	平成23年	5月	10日		
⑤ 経過	平成23年	9月	5日	第147回審査会	審議
	平成23年	10月	4日	第148回審査会	審議
	平成23年	11月	15日	第149回審査会	審議